

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書
取りやめの届出書

受付印		管理番号	
年 月 日 岡山県 県民局長 殿	フリガナ		
	主たる事務所等の所在地	〒 電話() —	
	フリガナ		
	法人名	法人番号	
	フリガナ		
	代表者氏名		

特例の申請	
地方税法（昭和25年法律第226号）〔第53条第50項前段第72条の32の2第1項前段〕に規定する場合に該当することとなつたので，〔法人の県民税法人の事業税及び特別法人事業税〕に係るeLTAXによる申告が困難な場合の特例を申請します。	
申請内容	特例の適用を受けることが必要となつた事情
	特例の指定を受けようとする期間
	電気通信回線の故障，災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日
添付書類	☐ 電気通信回線の故障，災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類

特例の取りやめの届出	
地方税法〔第53条第57項第72条の32の2第8項〕の規定により，〔法人の県民税法人の事業税及び特別法人事業税〕に係るeLTAXによる申告が困難な場合の特例の適用を受けることをやめるので届け出ます。	
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由

その他の参考事項

税理士氏名

◎ eLTAXとは，地方税法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいいます。